

Aprisionäre 考

——E・シュローラー・メルテンスの所説の紹介——

岩 野 英 夫

一 はじめに

二 E・シュローラー・メルテンスの《Aprisionäre》論

(一) Septimánien 及び spanische Mark における Aprisionäre

(二) Maiores et minores Hispani

三 おとがき

一 はじめに

本稿の課題は Eckhard Müller-Mertens の著作《Karl der Große Ludwig der Fromme und die Freien, Akademie-Verlag, Berlin, 1963》のなかから、„Aprisionäre“に関する彼の見解を紹介することである。こうした課題を本稿において設定した筆者の意図は、八―九世紀における „liber homo“の多様な存在の態様を「封建化」過程との関りで把握しようとする場合に、E・シュローラー・メルテンスの „Aprisionäre“に関する見解が、一つの、しかし重要な素材を提供している」と

Aprisionäre 考

思われたことにある。

周知のごとく、ドイツにおける中世史研究は、一九三〇年代末以降、新たな様相を呈し、所謂「国王自由人」理論が、大胆な仮説の構築をその基礎としつつ、提唱されるに至った⁽¹⁾。しかしこの理論は、古典理論的歴史把握をその根底から動揺せしめ、それがそのままのかたちでは到底成り立ち難いことを明らかにした反面、いくつかの側面で、基本的な問題を内包していた。その一つが、いうまでもなく、この理論の支柱ともいえる「国王自由人」の概念に関するものであり、とりわけ「国王自由人」概念の恣意的ともいえる使用にもなう⁽²⁾。「国王自由人」の存在の不当な一般化、という問題である。すなわち、この理論が、こと八―九世紀に関して、その意味内容こそ全く正対⁽³⁾ではあるにしても、古典理論によって提唱された「一般自由人 (Gemeinfreie)」と同様の広がりにおいて「国王自由人 (Königsfreie)」の存在を認め、そうした前提に基づいて理論構成

同志社法学 二五巻四号

八九 (三七七)

をすすめたとき、この理論は、同時に「国王自由人」概念の不明確さ、という批判、あるいはその概念の分析手段としての非有効性、という批判に遭遇するに至り、それ故にまた、八―九世紀における「*liber homo*」の再検討、という研究課題を生ぜしめるに至ったのである。

冒頭で指摘したE・ミューラー・ロメルテンスの著作は、このような研究課題に正面から答えようとするものであり、本稿で紹介する「*Aprisionäre*」に関する彼の見解も、かかる研究課題の一環として提示されているものである。

以下、本論にはいるにさき立ち、二、三の限定を付しておくたい。

一 本稿においては、論点をあくまでもE・ミューラー・ロメルテンスの見解の忠実な紹介、という点に限定し、「*Aprisionäre*」に関するその他の論者の見解、あるいは論争の紹介は別の機会に譲る。従って、本稿は、筆者が、この後、本格的に「*Aprisionäre* 考」を展開していくための、一つの予備的な作業である、といえる。

二 E・ミューラー・ロメルテンスは、史料に関して、ほとんどの場合、該当箇所を指摘するだけに止めている。そこで、筆者は、試訳的な意味もこめて、本論ないし註で、史料のなかの必要部分を邦訳し、引用することにする。

三 本論での小標題は、筆者の手になるものであり、E・ミューラー・ロメルテンスの叙述内容に沿って、その内容を要約す

る意味をこめて、付されたものである。

- (1) 拙稿「八―九世紀隷属農民層発生史序説(一)」(阪大法学八一号) 参照。
- (2) 世良晃志郎「封建社会をめぐる諸問題」(同『歴史学方法論の諸問題』所収)二六四頁参照。
- (3) 拙稿(一)及び拙稿「八―九世紀隷属農民層発生史序説(二)」(阪大法学八四号) 参照。
- (4) 拙稿(一)九一頁以下。

二 ミューラー・ロメルテンスの

《*Aprisionäre*》論

(一) *Septimanien* 及び *spanische Mark* における *Aprisionäre*⁽³⁾

史料 基本的な史料としては、次の四葉のものがある。

Cap. 76 *Præceptum pro Hispanis* (812).

Cap. 132 *Constitutio de Hispanis in Francorum regnum profugis prima* (815).

Cap. 133 *Constitutio Hludowici de Hispanis secunda* (816).

Cap. 256 *Præceptum pro Hispanis* (844).

これら四葉の史料との関連において、他に、相当量の *König-surkunde* と *Privaturkunde* が存在している⁽⁴⁾。

***Aprisionäre* の系譜** *Aprisionäre* とは、次のような史料上の記述にみられるごとく、*Hispania* の地からフランク国王のもとへ逃亡してきたスペイン人 (*Hispani*) である。

Cap. 76 「…… Hispania から余のまへへ逃亡せしむるの
余の Hispani を (…… Hispanos nostros, qui ad nostram fiduciam
de Hispania venientes) 』。

彼らスペイン人が逃亡を余儀なくされた理由は、サラセン人
による抑圧であり、この点について、史料では、次のような記
述がなされている。

Cap. 132 「……キリスト教徒に最も敵対的であり、且つキリ
スト教徒を悩ますサラセン族 (gens Sarracennorum) が加えし
残酷な抑圧と極めて無情な軛のために (propter iniquam op-
pressionem et crudelissimum iugum) 多数の者が……余のま
へへ避難せり」。

Cap. 133 「……Hispani がサラセン人 (Saraceni) の支配か
ら退避し、そして余もしくは余の父のもとに逃亡し……」。

以上のように、サラセン人の抑圧から逃れ、フランク国王の
保護のもとに避難したスペイン人は、フランク国王によって
「Septimania と…… Hispania の一部 (spanische Mark——筆
者)⁽⁴⁾」に居住する⁽⁵⁾ことが許されてゐる。

aprisio・adprisio **U()** **aprisio・adprisio** とは、フラ
ンク国王の支配に「自由且つ明白なる意思に基づいて服した
(libera et prompta voluntate se subdiderunt)」スペイン人が、
フランク国王により占有する⁽⁶⁾ことを許された土地 (eremus,
deserta atque inculta loca)⁽⁶⁾の⁽⁷⁾に⁽⁸⁾住⁽⁹⁾む。従つて、Aprisionäre
とは、よみ厳密にすれば、フランク国王により、Septimanien

及び spanische Mark に植民させられ、その地において ap-
risio・adprisio の占有を許されているスペイン人のことである
といへる。

Spanier の移動の時期 スペイン人 (Spanier) の移動は、七
八〇年ごろ生じている。この点を推定せしめる史料が、八二二
年の praeceptum (Cap. 76) であり、そこでは、スペイン人の
占有地である aprisio・adprisio に対する諸々の侵害を除去する
方策が提示されるなかで、次のような指摘がなされている。

「余ないし余の息子による、こうした三〇年間、にわたって (per
triginta annos) aprisio に関して欠如していたところの保証が
存在する限り、Hispani とその子孫は、安息 (quies) を享受し、
そして、余らが、それを守護する義務を負うものとする」。

このようなスペイン人の移動の時期 (七八〇年ごろ) は、失
敗に帰した七七八年の、カール大帝によるスペイン遠征 (Spa-
nienfeldzug) と関連している、といへる。

Spanier の移動の動機 スペイン人の移動の動機が、前述の
ごとく(註3)、純粹にサラセン人の抑圧にのみあるのか、あるい
はそれに加えてフランク国王の植民政策 (Ansiedlungspolitik)
と深く関係したところに彼らの移動の動機があるのか、という
点について、史料は、必ずしも、明確な解答を与えていない。
例えば、この点について、H. Krawinkel は、スペイン住民に
対するサラセン人の抑圧に関するフランクの史料は、極めて、
誇張されたものである、ということを指摘しつつ、スペイン人

が約束 (Versprechung) により、あるいはスペイン遠征の過程での和解 (Kompromittierung) に基づいて、フランク王国に招致されている、ということを明らかにしている。

Spanier の「法的」地位 (一) スペイン人の移動の動機に関する推定をも含めて、スペイン人の「法的」な地位 (存在の様) の一側面を推定せしめる史料として、Meridia の住民に対する Ludwig der Fromme の文書 (証書) がある。⁶⁴⁾ この文書で、Ludwig der Fromme は、Meridia の住民によるサラセン人支配への反抗 (Widerstand) を激励しつつ、彼らに対する保護を約束しており、そして、彼らがフランク帝国への移民を希望する場合には、これを許し、しかも、そのさい、彼らに対して、貢租免除 (Zinsfreiheit) の保証と、次のような注目すべき保証とを与えることを約束している。

「もし、汝らが、彼の地から離れ、われらが地へと転ずることを欲するならば、余は、汝らの古き自由を (antiqua libertate vestra) いかなる制限 (縮減) もなしに、全く完全に、汝らが享受することを、許すものである (Si ab illo vos avertere et ad nos convertere volueritis antiqua libertate vestra plenis sine et sine ulla diminutione vobis uti concedimus) 』」

このように、文書の示すところによれば、Meridia の住民は、保証され、確保されうる古き自由 (die alte Freiheit) を有し、しかも、フランク王国の保護を受けつつ、サラセン人の支配と対抗している存在として現われている。すなわち、この史料に

よる限り、これら Meridia の住民は、自らの固有の性格と運動の方向性を有しつつも、総じて、フランク王国の対外政策、あるいは植民政策との関りにおいて現われている、ということができるのである。

Spanier の「法的」地位 (二) 八一五年の constitutio (Cap. 132) は、次のような表現によつて、スペイン人が、本来的な所有者 (ursprüngliche Eigentümer) である、ということを示している。

「……多数の者 (Hispani のうち——筆者) が、相続権に基づき、その者らに所屬せしところの自らの住居と資産を放棄し (relictis propriis habitationibus et facultatibus quae ad eos hereditario jure pertinebant) Hispania の地から、余のもとへ、避難せり」

さらに、Spanier は、aprisio・adaprisio の占有を許されると同時に、一定の義務を付加されているのであるが、そのさい、彼ら Spanier (Aprisionäre) に対して、次のような注目すべき表現がとられてゐる。

Cap. 132 「……彼ら Hispani は、その他の自由人と同様に (sicut caeteri liberi homines) グラーフとともに出征をなし……」

Cap. 256, 1 「……彼ら Hispani は、その他のフランク人と同様に (sicut caeteri Franci homines) グラーフとともに出征をなし……」

これら二葉の文書の示すところは、言うまでもなく、Aprisionäreであるスペイン人が、*liberi homines*・*Franci homines*と同等の地位に置かれている、という点であり、しかも、これほどの指摘との関りにおいて、こうした事実を捉えるならばAprisionäreであるスペイン人とは、自らの資産 (*facultas*) と古き自由 (*antiqua libertas*) とを有する *liberi homines* である、という帰結が導きだされることになる。

Spanier の「法的」地位 (三) — Aprisionäre における自由 —
Aprisionäre であるスペイン人の「法的」地位に関するこれまでの叙述で指摘した点とく、例えば、Meridia の居住者は、本来的な自由人 (*iber homo*) である点を前提にしつつ、フランク帝国に招致されている。従って、Aprisionäre における自由 (*libertas*) を問題とする場合に確認しておかなければならならうとは、さうぶらう Aprisionäre の自由とは、決して、所謂「国王自由 (*Königsfreiheit*)」ではなく、Aprisionäre に固有なものである、という点である。

確かに、史料 (Cap. 76) は、*aprisio*・*adprisio* を「*hscum nostrorum*」と呼び、あるが「……三〇年間、もしくはそれ以上の期間にわたって、余が、占有しているところの、余の占有取得物を (……*nostram vestituram, quam per triginta annos seu amplius vestiti finus*)」に賦課するより、それが、王領地の一部であることを示している。しかし、このことは、その王領地に植民を認められた Aprisionäre の自由が、王領地へ

の定住に、あるいは定住を媒介とする国王との保護 || 服従関係に、その起源を有するものである、ということを決して意味してはいない。そのみならず、史料 (Cap. 132) は、むしろ、国王の「保護と防衛のもとに」(*sub protectione et defensione*) 受け入れられたスペイン人 (Aprisionäre) が、その他の自由人 (*iber homo*) と同様の意味における「自由身分として」(*in libertate*) 守護される、ということを示しているのである。

aprisio における Aprisionäre の権利 (一) *aprisio* あるいは *adprisio* とは、既述のとく、フランク国王の支配に服したスペイン人が、フランク国王により占有することを許された土地のことである。そして、この土地が、*eremus, deserta, inculta loca* などと呼ばれる荒蕪地 (*öderland*) からなる、ということも、既に述べたところである。すなわち、史料 (Cap. 132, 3) は、Hispani 自らが「居住をなす」とより、その者ら自身、先占するところの *pars* (*in partem quam ille ad habitandum sibi occupaverat*)、あるが「*adprisio* と呼ばれるところの自分の自分の *portio* (*in portione sua, quam adprisionem vocant*)」という表現を通じて、*aprisio*・*adprisio* が、フランク王国に招致されたスペイン人の「持分地」である、ということを示しているのである。

史料の示すところによれば、この *aprisio*・*adprisio* に対する権利は、差し当り、次のような文言によって、確定されている。Cap. 76 「……余の譲渡の許可により、荒蕪地を、汝ら自身、

労働をなすことにより所有し、その労働の果実を取得する」とが認められざるものなり (per nostram datam licentiam erema loca sibi ad laborandum propriiserant et laboratas habere videntur)』

Cap. 132, 5 「……荒地と未開墾地において、余もしくは余のグラーフの移住の許可により、建物をたて、そして畑地を耕作せしむる者 (…… his qui …… in desertis atque incultis locis per nostram vel comitis nostri licentiam consedentes aedificia fecerint et agros incoluerint)』

Cap. 133 「……Hispani が余の王国に來たり、そしてその者らが居住することにより先占せし荒地を、余の父ならびに余の国王命令に基づいて、その者ら自身とその相続人らが、占有する」とを許されし時に「(…… quando …… Hispani in nostrum regnum venerunt et locum desertum, quem ad habitandum occupaverunt, per praeceptum domini et genitoris nostri ac nostrum sibi ac successoribus suis ad possidendum adepti sunt)』

すなわち、以上のような史料上の文言の示すところによれば *aprisio*・*adprisio*——それは種々の大小さからなる *portio* であるが——に対する *Aprisionäre* の権利は、まず「占有権 (*Besitzrecht*)」として認められてゐる」とういふことができる。言い換へれば、*Aprisionäre* の *aprisio*・*adprisio* に対する権利は、植民と開墾を媒介とし、そして国王命令をその保証とする「占有

権 (*Besitzrecht*)」である」といえる。例をば、*aprisio* が「*aprisio*」が《*possessio*》と同一視されてゐる (Cap. 256, 7) ところから、推定するべきである。

aprisio に対する *Aprisionäre* の権利 ① *Aprisionäre* の「占有権 (*Besitzrecht*)」について、史料 (Cap. 256, 7) が次のような、より詳細な内容を規定している。

「Hispani は、その全つの *possessio*、あるが *aprisio* を相互に (*inter se*)、売却 (*vendere*)、交換 (*concambiare*)、あるがは贈与 (*donare*)、遺贈 (*posterisque relinquere*)、あるがは、確実になしうるものとする。もしその者らが、息子あるいは子孫を有せざりし場合には、その者らの法に従ふ (*juxta legem eorum*)、その者らの近親の者が……相続すべし」。

以上のような点を基本的な内容とする *aprisio* に対する *Aprisionäre* の権利は、先の(一)で述べた「*aprisio*」であるが、*Aprisionäre* のなかの上層の者 (*maiores*) が、彼らの *aprisio* を所有財産 (*Eigentum*) に変更しようとする、その場合、多くの場合、そうした *aprisio* の完全な所有財産への変更をやり遂げていることからみて、³³「世襲的な占有権 (*erblicher Besitz*)」として把握することができると思われる。すなわち、*Aprisionäre* によって、*aprisio* は、決して「自らの所有財産 (*Eigentum*)」ではなかつた、とらふことができるように思われるのである。しかも、このこととの関連において、国王が、*Aprisionsland* や、司教や修道院、世俗の有力者に寄進をしたり、あるいは寄

進や売買、交換のための許可を与えなどしていることが、注目されなければならない。

Aprisionäre の「法的」権利 (既に述べたごとく、*Aprisionäre* は、人格的に、自由身分 (*libertas*) たる地位を占めていた。そして、史料は、さらに、次のような権利を、この自由身分たる *Aprisionäre* に認めているのである。

Cap. 132, 6 「*chivdi Hispani* は、次のことが許容されるものとする。すなわち、常習の仕方にて (*more solito*)、余のグラーフの *Vasall* として託身するものが、もし、託身をなした〔相手の〕者から、何らかの *beneficium* が与えられるならば、余の家臣 (*homines*) らが、同様の *beneficium* の故に、主君に負っているのと同様の *obsequium* を、その *beneficium* の故に、主君に提供すべき義務を負うことを自覚すべし」。

これと同様の文言の規定を、八四四年の *praeceptum* (Cap. 256, 10) にも認めることが出来る。

Aprisionäre の「法的」権利 (八一五年の *constitutio* は次のような表現により、*Aprisionäre* 自らが、小事件 (*causae minores*) についての裁判権を有している」ということを示している。

Cap. 132, 2 「その他の小事件を (*ceteras minores causas*)、これまでその尊重が承認されている慣習に基づいて、*Hispani* 相互の間で、解決することは禁じられないものとする」。

あるいは、八四四年の *praeceptum* には、次のような規定がある。

おかれている。

Cap. 256, 3 「三つの重罪の事件——それは殺人 (*homicidio*) 略奪 (*raptio*)、放火 (*incendio*) であるが——に関することを除いて、*Hispani* 自身も、その者の *homo* も、グラーフあるいは *ministerium* により、裁判権に基づいて (*iudiciariae potestatis ullo modo*) 裁かれることなく、強制 (苛責) される (*distingantur*) ことなし。その他の重罪の事件に関しては、その者ら自身の法に従い (*secundum eorum legem*)、裁判権を保持することが、その者らに、許容され、また、かの三つの重罪の事件を除いて、その者ら自身のなかで、そして、その者らの *homo* のなかで、固有の法に従い (*secundum propriam legem*)、全つてのものを、相互に確定するものと (*definire*) が許容されるものとする」。

以上のように、史料は、三つの大事件 (*causae maiores*) に関するものと以外の裁判権が *Aprisionäre* 自身に委ねられている」という事実を示しているのである。

Aprisionäre の「法的」義務 (ついでに、自由なる *Hispani* には、その他の *liberi homines* (Cap. 132, 1) あるいはその他の *Franci homines* (Cap. 256, 1) と同様に、次のような義務が課せられている。

Cap. 132, 1 「……彼ら *Hispani* は、その他の自由人と同様に、グラーフとともに出征をなし、そして、余のマルクにおいて、グラーフの命令と注意とに従い、通常、見張りという名称

で呼ばれている偵察と監視を行うことをなおざりにしてはならない。そして、適宜、余が彼の地へ派遣している余の巡察吏、あるいは息子、あるいは Hispania から余のもとへ送られる使者に宿営を用意し、その者らの輸送のための駅馬を差したすものとす。』

Aprisionäre の「法的」義務について Aprisionäre の負担している義務について論ずる場合に留意しなければならないことは、Aprisionäre から census を徴収することが、明白且つ基本的に、否定されている、ということである。

Cap. 132, 1 「……しかして、その他(駅馬の提供など)でのべた義務以外——筆者)の census は、グラフ、あるいはその juvenis ministerium により、その者たちから徴収されてはならぬ。』

Cap. 132, 5 「かの Hispani が、グラフの柔和さと温和さに接し、名譽と恭順のために、自らの財産のうち (de rebus suis) ある物を、そのグラフに提供せし場合、その財産は、決して tributum あるいは census の名目で、そのグラフに帰属することなし。むしろ、グラフは、あるいはその相続人は、その財産を慣習に基づいて (in consuetudinem) 受領し、その者ら及びその者の homo に、上述せしものを除くほかに、宿営を用意すること、駅馬を差したすこと、あるいはなんらかの census、あるいは obsequium を提供することを強要してはならぬ。』

Aprisionäre の社会的性格について 以上、Aprisionäre の系譜からその義務に至るまで、aprisio・adprisio の問題をも含めて、概観してきた。

ところで、こうした Aprisionäre の社会的・歴史的性格に関しては従来から多くの議論がなされてきており、例えば、H. Krawinkel は、aprisio・adprisio の特性を強調し、しかもその最初の萌芽を Lex Visigotorum にまで遡及せしめつつ、Aprisionäre の性格を、次のように論じている。

「Aprisionäre は、決して Vasall のように義務づけられている Benefiziarie ではなく、また、決して、領地を封ぜられている国王の Vasall (vassi dominici) でもない。

Aprisionäre は、いくつかの重要な点でその他のフランク帝国に居住している、別の人間集団、つまり、fiscals あるいは fiscalini と同様であるか、もしくは類似している。また、彼らは、国家領に住んでおり、国家に対して人的に且つ物的に義務づけられた貢租を (persönlich und dinglich gebundene Lasten) 支払っている。……むしろ、Aprisionäre は、Staatsbauern であり、改善された〔地位の〕fiscals である。つまり、彼らはマルク内の荒地に住む fiscals である。低額の貢租 (Abgabe) とそして下級裁判権を通して彼らに付与されている自立性とは開墾と植民に対する国家の反対給付である」。

以上が、Krawinkel の主張であるが、しかしこの見解は是認しえないものである。

というのは、Aprisionäre は、総括的にいって、ほとんど農民として示されていないからである。後の脈絡で問題とされることであるが、彼らは、むしろ、領主的に (herrenmäßig) もしくはグルントヘル的に生活する maiores・potentiores と、農民的に生活する minores・infirmiores に分解している。

しかも、Aprisionäre の負担している義務は、fiscals のそれとは、本質的に異なっている。国王の villa での fiscals の負担は、生産的な労働の果実であり、それは、通常、領土地を取得することから発生する Abgabe や Dienst に一致している。それに対して、Aprisionäre の義務は、その内容において、決して、生産的・農業的、あるいは手工業的労働を明示してはいない。それは、本質規定的な核心において、非生産的な性格である軍事的あるいは社会的・国家的 Dienst として存在している。彼らは、決して、経済的ないし集団労働的な効用 (Nutzeffekt) を提供するごとくなく、軍事的・政治的な効用を提供している。それ故、Aprisionäre は、その法的地位 (Rechtsstellung) を度外視すれば、fiscals と同様、封建的な農民とも同一視しえないものである、といわなければならない。すなわち、彼ら Aprisionäre は、相異なる別の社会的範疇に (in andere soziale Kategorien) 所属している、と主張することができぬ。

小括 Aprisionäre は、国王領、あるいは国家領への自由なる定住者であり、国王の支配ないしフランク国家のために、軍事的・政治的な役割を果たした。彼らは Fiskalland を付与さ

れ、領主的、グルントヘル的、あるいは農民的に生活する戦士 (Krieger) であり、同じく、国王の Wachmann、Dienstmann であった。われわれは、こうした liber homo のなかに、Dannenbauer, Mayer, Schlesinger のような意味での „Königsfreie“ と Militärkolonist とを見いだすのである。こうしたことは、本質的に、Aprisionäre の性格についての、大いなる明瞭性を生ぜしめている、といえるであろう。すなわち、彼らは、他の軍事植民者との本質的類似性と、中世初期の帝国における軍事植民の意味とを示している、といえるのである。

(1) 本節で紹介するのは、E・シユローラー・ロメルテンスの著書の六一―六五頁である。

(2) E・シユローラー・ロメルテンスの付している註によれば、同じく指摘されている史料は次のようなものである。Bouquet, M. et L. Delisle, Recueil der Historiens des Gaules et de la France. Nouv. ed. tom. 6, 8 et 9, Paris 1870, 1871, 1874 (以下、Bouquet, Recueil へ略記); Chartes et diplômes relatifs à l'histoire de France. Tom. 7: Recueil des actes de Pépin 1 et de Pépin II, Publ. par M. Prou et L. Levillain, Paris 1926. Tom. 8, 1-3: Recueil des actes de Charles II. Publ. par G. Tessier, Paris 1943, 1955. Tom. 9, 1: Recueil des actes de Charles III. Publ. par Ph. Lauer, Paris 1940 (以下、Chart et dipl., Pep. I et II, Charl II, Charl. III へ略記); Devic, Cl. et J. Vaissète, Histoire générale de Languedoc. Nouv. ed. par E. Dulaurier, tom. 2, Toulouse 1876, tom. 5, Toulouse 1870 (以下、HL. へ略記する)。

(3) サラセン族による抑圧のみがその原因であるのか否か、むしろ、フランク国王の植民政策との関りが重要なのではないか、という点

ついで、後述(註⑩参照)。

- (4) Monumenta Germaniae Historica, Legum sectio II: Capitularia regum Francorum, Tomus I (1883), Tomus II (1897). 本論において「Cap.」の省略を用いているのは、全て「この史料であり、付されている番号は、同史料の通り番号である。なお、註(4)を付した文言を含んでいるのは、Cap. 132 である。」

- (5) E・ミューラー・ヘルテンスは「この spanische Mark が、短期間に征服された地方であり、そこで空白の辺境地帯(Grenzgebiet)であり、戦場(Kampfgebiet)である」という説明を加えている。やはり、彼は「Septimanie の領土の帰属問題に言及し、それが(gotische Septimanie)」七一年にアラビヤ人のものとなり、七三二年に Karl Martell によって軍事的に席巻され、そして七五二―七五九年にフランクの支配に帰属せしめられた」ということを述べ、併せて、そのフランクによる征服にさいして、「ゴート系住民が積極的に協力的な役割を演じた」ということを述べている。また、彼は、かかる地方に、スペイン人(Spanier)が植民するにさいして、土着の住民に対する侵害ないし没収が生じたであろう、ということと、それ故に「gotische-fränkische Spannung」が生じたであろう、ということを述べている。

- (6) „aprisio“ の用例は「Cap. 76 であり」、„adprisio“ の用例は「Cap. 132, 3 である」。
- (7) Cap. 132.
- (8) Cap. 76.
- (9) Cap. 132, 5.
- (10) スペイン遠征、及びサラセン人の戦闘行為の概略については、古い書物ではあるが、伊藤政之助『戦争史 西洋中世編』(戦争史刊行会 昭和十三年)が、一つの手がかりとなる。

ところで、E・ミューラー・ヘルテンスは、ここで、スペイン人の移動の動機についての学説に簡単に言及している。例えば、彼の紹介によると、Abel/Simson の場合は、スペイン人の移動に関し

て、政治的な動機にのみ重きをおいている」となっており、Krawinkel の場合は「スペイン人が約束(Versprechung)により、あつてはスペイン遠征にさうして彼らの和解(Kompromittierung)により招致されている」ということ、そしてスペイン住民に対するサラセン人の抑圧に関するフランクの史料は、極めて誇張されたものである」ということを明らかにしている」となっている。

- (11) E・ミューラー・ヘルテンスが「この指摘している史料は次のとおりである。 Monumenta Germaniae Historica (ゾレ、MGH. 2 略記): Epistolae. Tom. V, Berlin 1899.
- (12) Cap. 133 だが、次のような表現がなわれている。

……ut servitium nostrum cum illo qui ipsum praeceptum accepit pro modo possessionis quam tenet facere debeat.

- (13) 次節の註(3)と(8)参照。
- (14) 司教、修道院に関する「Chart. et dipl. Charl. II nr. 290; HL. Bd. 5 preuves nr. 3, P. 68ff. 世俗の有力者に関する「HL. Bd. 5 preuves nr. 4, P. 71ff.; Chart. et dipl. Charl. II nr. 40, Charl. III nr. 13. 奇進、売買、交換の許可に関する「Chart. et dipl. Pép. I et II nr. 34; Bouquet, Recueil, Bd. 6, P. 695, Bd. 9, P. 420.
- (15) 八一五年の constitutio にみれば(Cap. 132, 2) 次のような具体的な事件に関して「グラーフ裁判所」の(cad comitis sui mallum) 出頭が「Aprisionäre」に命ぜられたことである。

……pro maioribus causis, sicut sunt homicidia, raptus, incendia, depraedationes, membrorum amputationes, furta, latrocinia, alienarum rerum invasiones, et undecunque a vicino suo aut criminaliter aut civiliter fuerit accusatus et ad placitum venire iussus ……

従って、私見によれば、八四四年の praeceptum に示されているように、グラーフ裁判所の管轄事件が三つのものに、真に限定されていたのか、あるいは二九年間の過程で限定されるにいたったのか

か、ということとは不明であるように思われる。

(16) この規定と Cap. 256, 1 との相違は、一つに「この規定が次のようなことを定めていることである。

「もし、駅馬を受けとりし者が、その駅馬を返却することをなおざりにせし場合には、あるいはその者に生じた怠慢のために、その駅馬が失われ、あるいは死にいたらしめられし場合には、フランク法に従い (secundum legem Francorum) そのことを生ぜしめし者により、ただちに「その駅馬が」返還され、もしくは弁償されるものとする」。

(17) 関連した規定として、Cap. 256, 2. ここでは、Hispani から ecclesiarum census を徴収することが禁じられており、Cap. 76 では、「何人も、Ispani から、census の徴収を敢えてしてはならない」と規定している。

(18) Cap. 132, 1 に定められている諸義務のこと。同文書の脚註にこの点が指摘されている。

(19) E・シューラー・ロメルテンスは、*ibid.* H. Brunner が *aprisio*・*adprisio* を、メロヴィンガーの土地贈与と国家的ベネフィキウムとの中間に位置づけている、ということを指摘している。Krawinkel の見解は、こうしたブルンナーの見解に対立して提示されているものである。

(20) *ibid.* E・シューラー・ロメルテンスが挙げている軍事植民者の例は次のものである。

Katoikensiedlungen der Seleukiden, spätantike Limitanen, byzantinische stratotika ketemata, sassanidische Soldatengüter
(21) この後、E・シューラー・ロメルテンスは、充分なる史料のために *Aprisionäre* が、フランク王国における軍事植民者のモデルとされた、という点と、そして、*Arimannen* と並んで、彼らが「国王自由人」理論の範例とされ、主要な論拠とされている、ということをも述べて、締めくくっている。

Aprisionäre 考

① *Maiores et minores Hispani*

論述の前提 *Iber homo* の様々のグループを、完結し、明確に区分された統一体として把握することは不可能に近い。というのは、例えば、*Iber persona* は、彼らの *Allod* と並んでベネフィキウム、プレカリファを自由にしており、*Benefiziar*・*Vasall* は、世襲の *Allod* を自由に行っている、という状況が存在しているからである。あるいは、また、大農の生活様式と小規模なグルントヘルの生活様式の間境界と、そして、貢租義務のある農民と *Dienstmann* との間の境界が流動的な状況にあるからである。

Aprisionäre の階層構成について、カピトゥラリアは、「こうした様々の社会的なグループが、相互に、流動的な状態にある」ということを示している。そして、*Aprisionäre* についてみても、八一六年の *constitutio* (Cap. 133) の「……*Hispani* のうち、*maiores* であり、*potentiores* であるところの者らが……。……*Hispani* のうち、*minores* と *infirmiores* であるところの者を……。」という表現から明らかなごとく、彼らは、彼らが新しい植民地域に移住する以前に、既に、その内部において社会的に分化していた、ということができるのである。しかも *Aprisionäre* が、彼らの移住後、すぐに「封建化」の波に巻込まれている、という事実も、同時に、注目される必要がある。 *maiores*・*potentiores* については、*maiores* は、隷属民を

伴う Herr である。彼らは「隷属民とともに (cum suis hominibus) 荒地を耕作」(Cap. 133) しており、また、彼らは、その後、彼らと時を同じくして移住してきた農民的な minores の農地を併合したり、その minores を自らの隷属民にしようとして努力している。そして、これらの事実は、maiores について、次のような仮説を設定することを妨げないであろう。

maiores は、外部の労働力の援助により営まれる拡大された Eigenwirtschaft と結合した大規模な Hof を獲得しているのみならず、グルントヘルシャフト、すなわち隷属的な農民身分の者を緊縛している Herrenhof を構築している」と。

maiores・potentiores について、スペイン人 (Spanier) には、別の者を、自らの portio に移住させる権利が付与されていた。例えば、Cap. 132, 3 は、この点について、次のように規定をしている。

「*¶* その Hispani のうち何人が、その者らが居住することにより、その者ら自身、先占するところの pars に、いずかの地からであれ、別の者 (homo) を招来し、そして、adprisio と呼ばれている自らの portio において、その者らとともに居住し、何人の反対も妨害もなしに、その者らの奴隷的な労働が利用されている (utatur illorum servitio absque alicuius contradictione vel impedimento) なる場合には、Hispani は、彼ら相互の間で確定しようとするところの正義を実現するために、その者らを強制する」と (苛責する) と、distringere) ができる。

しかし、重罪の事件であるその他の訴訟は、グラーフの審問 (裁判) に委ねられるものとする」。

このように、Aprisionäre であるスペイン人は、自らの portio・adprisio に、他人を招致する権利を認められており、しかもそうした者たちを、下級裁判権の枠内において、裁く権利を付与されている。そして、いま一つ、史料 (Cap. 123, 4) は、この Aprisionäre であるスペイン人と、彼らの土地に招致されている者 (homo) との間に、次のような関係を認めている。

「かの Hispani により招来せしめられしところの者 (homo) のうち何人が、自らの portio として割り当られている土地 (locus) を放棄せんとする場合、放棄されるところの土地は、以前に、それを保持せしところの所有者 (dominus) に復帰するものとする」。

この史料で示されている所有者 (dominus) とは、いままでもなく、Aprisionäre であるスペイン人のことである。

ところで、以上、指摘してきたような、Aprisionäre の内部の maiores・potentiores と推定しうる層と、そうした Aprisionäre に招致されている者との関係は、どのように把握するのであろうか。これまで示してきた事実との関りでいえば、こうした関係は、グルントヘルリッヒな関係として、捉えうるのではなからうか。

maiores・potentiores について、これまで、maiores・potentiores がグルントヘルであることの可能性について論及

してきた。しかし、この可能性について論じようとする場合、ここで、改めて、封建社会への「移行過程 (Übergangsstufe)」の問題が想起されるべきであろう。

そこで、この問題を、八二二年に、Aachen で、カール大帝から、*praeceptum* (Cap. 76) を取得している約四〇人のスペイン人のグループ——このグループは *maiores* の層に所属するものであるが——のうちに、二三の者の系譜をウアクンデのなかで追跡することを通して、考えてみたい。

まず、Johann 某であるが、彼は、Ludwig der Fromme から、*villare Fontes* “を受けとり、” 所謂、Karl der Große から、*villa Fonjoncouse* “で、” 自らの隷属民 (*homo*) とともに経営をなす許しを得ている。^④ さらに、彼は、八一五年に、*die villari Cello Carboniles* “を獲得してより、” 同時に、*Immunität* を取得してなる。^⑤ E. Cauvet は、Johann 某の所有規模を五〇〇ヘクタールに見積っている。^⑥

次に、Wimar と Rado の兄弟であるが、彼らは、多くの *villa* を自由にしており、^⑦ また、*fidelis* である *Adefonsus* とその従兄弟 *Gomesindus* と *Durannus*、^⑧ 同様に、*Sunnold* と *Riculf*、^⑨ 様々の場所に、*Aprisionsgut* を有している。しかも、*Adefonsus* 以下の者は、国王の *Vasall* となり、成功裡のうちに、自らの *aprisio*・*adprisio* を *Eigengut* に転換せしめ自らの所有地を拡大しているのである。

このように、*Ungarn* で例示したような *Aprisionäre* は、明らか

に、封建的な *グルントヘル* であるという推定が可能であるように思われる。彼らは、自らの隷属民と *aprisio*・*adprisio* に依拠しつつ、その社会的・経済的な地位の上昇を獲得しているのである。また、他の *Aprisionäre* は、*グラーフ* に託身して、そして通常の慣習的な義務の負担を代償に、*ベネフィキウム* を取得している。

minores・*infirmiores* *Ungarn* 九世紀の史料は、国王が *Aprisionsgut* と *Aprisionäre* とを、司教や教会、世俗の有力者に譲渡し、あるいは *Aprisionäre* に彼らの土地の寄進、譲渡、交換のための同意を与えている、^⑩ ということを報告している。また、史料は、次のような表現を通して、*Aprisionäre* のある部分のものが、俗界・聖界の有力者の抑圧のもとにあり、そうした有力者の支配 (*Herrschaft*) のなかに組みこまれていく、^⑪ ということを報告している。

Cap. 133 「……*Hispani* の *minores* と *infirmiores* であるところの者を、その者らが自らの土地を (*loca sua*) 余の *praeceptum* に基づいて十分に耕作せしこと明らかであるにもかかわらず、その土地からはるか遠く追放したり、あるいはその者ら自身を奴隷の地位に (*ad servitium*) 落しめようとする、^⑫ ことが企てられている……」。

さらに、この史料は「……*グラーフ*、あるいは余の *Vasall* あるいは *グラーフ* の *Vasall* に託身をし、そして居住し、耕作をすることにより荒地を受けとりし」*スペイン人* が、次のよう

な危険に曝されている」ということを報告している。

「……グラーフや Vasall は、彼ら Hispani により、入念な耕作（開墾）がなされるや否や、その者をあらゆる機会に同所から駆逐し、そして同所を自己の財産として (ad opus proprium) 確保し、あるいは誰か別の者に特典として (propter praemium) 贈与しようとしている……」。

また、別の史料 (Cap. 76) は、グラーフ及びその juvenis が Aprisionäre に対して「多大なる抑圧を (multas obpressiones)」を加えている」ということを報告している。

さて、以上のように、Aprisionäre であるスペイン人は、「正義にも、理性にも適わなう (neutrum iustum aut rationabile …: esse)」(Cap. 133) とじろの様々の抑圧に直面しているのであるが、こうした様々の抑圧に直面しているスペイン人は、明らかに、minores であり、農民的な Aprisionäre である」ということが仮定されて然るべきなのではなからうか。

Aprisionäre v pagenses 対立 前節において (二) の註⑤、スペイン人が植民するにさいして、土着の住民 (pagenses) に対する侵害が生じたであろうこと、それ故に、gotische-fränkische Spannung が生じたであろうことを指摘しておいた。この点について、史料 (Cap. 76) は、pagenses のなかのある者が、国王の fiscus (Fiskalland) である aprisio・adprisio を、自らの “proprietas” であると申し立て、その返還を要求している」という事実を報告しており、また、そうし

た pagenses が、Aprisionäre を「正義に反して (contra iustitiam)」駆逐したり、aprisio・adprisio を実力で奪い返している」という事実を報告している。従って、このように、Aprisionäre は、その植民により生じた土着の住民との対立・緊張の関係のなかで、グラーフらによる抑圧とは性格の異なる危険に遭遇していた、ということができるのである。

小括 カピトゥラリアは、明白な階層分化の過程と「封建化」の過程が、Aprisionäre 以外の liber homo をも巻込んでいる事実を示している。そしてこのような過程に巻込まれた者は、絶え間なく変動する社会事象への順応を余儀なくされている。例えば、Eigengut を有する liber homo のうち、ある者は、Dienstmann, Vasall, Benefiziaré となることにより、その社会的・経済的地位を上昇させ、また、ある者は、封建的な隷属農民へとその地位を低下させている。さらに、その他の者は困窮と貧困のなかに落ちこんでいる。かくして、封建的な関係のなかに緊縛された liber homo は、国王の支配から離脱し、グルントヘルリッヒな支配関係の網の目に組みこまれていくことになる。いうまでもなく、こうした過程は、全フランク帝国を包括する統一的且つ均一的な過程ではない。諸々の地域差、相異なった発展段階のなかで、個々の特殊性を示しながら、かかる「封建化」の過程が進行している」ということが念頭におかれなければならない。その意味で、ここに論述してきた Aprisionäre の態様と動向も、この「封建化」過程の一つの現象

形態として捉えらるゝことがあらざるべし。

- (1) 本節は、E・シューラー・ロメルテンスの著作の八五頁から八七頁までの紹介である。
- (2) Cap. 76 の冒頭に名前が列記されてゐる。
- (3) Johann の名の下に Teufrid とあるが、HL. II preuv. nr. 12 u. 85, V preuv. nr. 113; Chart. et dipl. Charl. II nr. 43 u. 118; MGH.: Diplomatum Karoliorum, nr. 179. 文献では、Altmann, W., Bernheim, E., Ausgewählte Urkunden zur Erläuterung der Verfassungsgeschichte Deutschlands im Mittelalter. Berlin, 1920, S. 291f.
- (4) Altmann/Bernheim, a. a. O., S. 291.
- (5) Cauvet, E., Etude historique sur l'établissement des Espagnols dans la Septimanie aux VIII et IX siècles et sur la fondation de Foutjoucause, par l'espagnol Jean, du VIII siècle. Montpellier 1898.
- (6) HL. II preuv. nr. 84 u. 86.
- (7) Chart. et dipl. Charl. II nr. 94.
- (8) Chart. et dipl. Charl. II nr. 614.

III あとがき

Aprisionäre という語の、E・シューラー・ロメルテンスの見解は、¹⁾ 以上のように紹介しようと思われる。繰り返さずまでもなく、その中心論点は、²⁾ Aprisionäre が、フランク国王の支配体制を支える、という政治的・軍事的任務を専らとする「軍事植民者」・「戦士」である、という点、そして、いま一つは、³⁾ 閉じた Aprisionäre の階層分化が「封建化」の過程のなかで促進され、また、そのことによつて、

Aprisionäre のなかの maiores・potentioresを中心とする層が封建的な意味における支配層へと上昇し、minores・infimioresを中心とする層が封建的な意味における被支配層へと下降してゐる、という点である。

こうした論点を基軸にして構成されているE・シューラー・ロメルテンスの論理の展開は、その全てにおいて説得的であり、十分に練られてゐる、というわけではない。とりわけ《Maiores et minores Hispani》の節に関していえば、頁数にして僅か三頁余という点を考慮するとしても、前提と結論のみが先行し、その間を埋める論証が不十分である、という感が否めない。しかし、視角をかえて、E・シューラー・ロメルテンスの中心的なテーマ——“個々の特殊性を前提にしつゝ、liber homoの歴史的・社会的な存在の態様を具体的に把握する”ということ（就中「国王自由人」理論批判の視点）、そして“liber homoの歴史的・社会的な存在の態様を「封建化」の過程との関りにおいて捉える”ということ（「封建化」の再検討の視点）——についてみると、それは、多くの点で、興味ある問題を提起している、と思われる。例えば、liber homoの一つの範疇をなす Aprisionäre と、そして所謂「国王自由人」(Königs-freie)との異質性と同質性の分析は、そうした興味ある問題提起の一つであろうし、また、Aprisionäreの歴史的・社会的性格をフランク国王の統治政策との関りで把握している点について、同様のことがいえるであろう。

世良晃志郎氏は、かつて「国王直屬者」という概念を提起された（久保正幡編『中世の自由と国家（上）』五八頁）。そしてこの「国王直屬者」は、「封建化」の進展過程との関りにおいて、絶えず、その地位の変動を余儀なくされている存在であり従って、また、国王自身も、常に、この「国王直屬者」の再編を意図することの必要にせまられていた（世良、前掲書一〇七頁）。筆者には、この世良氏の設定された「国王直屬者」という概念が、国王の支配及び国王の統治政策と、そして国王の支配及び統治政策の対象である社会諸構成員との関りを多面的且つ流動的に把握する、という点で有効な概念であると思われるのであるが、もし、仮に、こうした「国王直屬者」という概念との対応関係において、E・ミュラー・メルテンスの《Aprisionäre》論を捉えることが許されるとすれば、このE・ミュラー・メルテンスの《Aprisionäre》論の中心は、「国王直屬性」という範疇において歴史的・社会的に統一されている、国王支配と Spanier 及び Indianer の要素（それらは、各々、固有の性格と系譜を有するといえるが）が、絶え間なく変動する社会事象（「封建化」過程）への順応・適合（Anpassung）をそれぞれ余儀なくされるなかで、急速に、分裂の過程（「国王直屬性」の分解の過程）をたどり、新に形成される社会構造においては、双方が相異なった内容と形態を有するものとして現われるという点を分析することにあるように思われるのである。そして、同時に、筆者は、ここに、「国制史」研究ないし「国王

自由人」理論の基礎的視角に一定の有効性を認めつつも、しかしその視角の、あるいはその視角に基づく研究成果の批判的検討を正面から試みようとしている、E・ミュラー・メルテンスの意図・問題意識の端的な具体化をみてとることができるのである。

（本稿は、E・ミュラー・メルテンスの見解の忠実な紹介を意図したものであるが、そのさい、次の二つの点を留意した。一つは、本稿が紹介であるところから、E・ミュラー・メルテンスの表現を筆者なりの表現に一度置きかえる、ということであり、いま一つは、必ずしも、明解でないE・ミュラー・メルテンスの文章と文章のつながりを明確にする、ということである。従って、本稿は、全くの「忠実」な紹介であるとはいえないが、しかし、E・ミュラー・メルテンスの理論展開とそこでの論点は歪みなく紹介したつもりである。一九七四年六月六日）